

はスをして散会。この後、賃貸の問題などを相談する無料住宅のオーナーらが経営上相談会が行われた。

部屋
ます
から、
対応
方を

ネガティブ情報へ

公開対処策でセミナー

大阪協管日

大阪府支部（石原智禎支部長）は七月十二日午後、大阪市北区のアクネット梅田で、定例会を開催、約七十人が出席した。行政書士の玉井健裕さんが「消費者による選択・監視、国土交通省「ネガティブ情報HP公開への対応」と題して講演した。玉井さんは「写真講演の中で、以下のよう

た日、処分を受けた業者名、事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号、処分の内容、処分の理由になっている。

従来は監督処分を受けても監督官庁内に履歴ファイルが設置されていたために、一般消費者に伝わることとは限られていたが、今後はインターネットで簡単に検索できるようになり、業界には大きな影響が出るものと予想される。

また大臣免許業者だけでなく知事免許業者も、このネガティブ情報の公開の対象になる。しかもホームページに掲載される期間は五年間が目安になるとしており、営業上のダメージは非常に大きなものになると予想できる。

国土交通省は十月から宅地建物取引業者が過去に受けた処分の内容をホームページに掲載する方針を固めた。その内容は処分を受け

「こうした事態を防ぐにはコンプライアンス（法令順守）しかない。つまり、法令順守の総チェック、コンプライアンスの視点を持つ人材の適正配置、現実状態と届出上の齟齬（そご）がないかを再確認、エラーがある場合の速やかな改善を行うことが必要だ。」

また、消費者団体訴訟制度を利用して訴訟を起こされたとき、過去の処罰履歴や届出上の齟齬は弱みとして利用され、ネガティブ情報公開につながる可能性がある。

「こうした事態に対処するためには、私見だが①宅地建物取引主任者を内部・上層部で増員②社内「コンプライアンス委員会」を設置③同委員会による対外・対内コンプラ確認④同委員会は社内告発の「通報窓口」としての位置付け⑤日管協を指定通報窓口として位置付ける⑥団体訴訟対策として日管協内にADR（裁判以外の紛争解決）認証機関の設置を検討する一などの対策の実行計画を作るべきだ。」



(頁、%)

学研出版